

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県女性相談所
所在地	—
所管部局・課	生活こども部 生活こども課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

売春防止法、群馬県婦人相談所設置条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 売春防止法に基づき、要保護女子の転落の未然防止と更生保護を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として、その早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護を行うこと</p> <p>(2) 設置当初の状況 女性が貧困などの外的要因により売春に転落し、その結果、被害者の立場に立たされるという事実が存在する限り、刑罰を科するのみでは売春問題は解決しないという観点から、昭和31年に売春防止法が制定され、要保護女子の更生を目的に女性相談所が昭和32年に設置された。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 昭和32年に設置されてから、60年以上が経過し、その間、社会情勢の動向や女性を取り巻く環境等の変化により、入所者の入所理由も様変わりしている。平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、平成14年から女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担うことになり、暴力被害者女性の相談、保護、自立支援等の業務も実施している。また、様々な問題(経済的・精神的・人身取引)を抱える女性の保護、自立支援も行っている。</p>

3 施設の概要

設置年月日	昭和59年3月16日
敷地面積(所有者)	—
主な施設(床面積、階数等)	鉄筋コンクリート造2階建
建設費	—
備考	

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
—	—	

4 施設における実施事業

<p>売春防止法に基づき要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として、その早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護等を行う。</p> <p>(1) 相談 要保護女子等の早期発見、配偶者等からの暴力をはじめとして、人間関係、家庭生活の破綻、生活の困窮などの日常生活を営む上での何らかの問題を抱える女性の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。</p> <p>(2) 調査 助言指導に必要な事項について、本人及びその家庭環境等の実態を把握するための調査</p> <p>(3) 判定 より適切な具体的援助を行う基礎資料を得るため、医学的判定、心理学的判定、職能的判定を必要に応じて行う。</p> <p>(4) 指導・援助 相談・判定・調査の結果に基づき、本人状況に応じて、ハローワーク、住宅、各種社会資源等の情報提供、専門的な法律相談、保護命令等の利用援助等の効果的な指導・援助を行う。</p> <p>(5) 一時保護 保護を要すると認められた者について、本人の申請に基づき一時保護を行い、必要な生活指導と自立支援を行う。</p>

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	23,585	21,486	19,893	20,200	21,126	20,546	20,513
国庫支出金	23,292	21,428	19,810	20,107	21,012	20,435	20,410
雑入(生活こども課)	293	58	83	93	114	111	103
歳 出(②)	117,569	113,756	111,068	106,077	112,142	116,241	119,758
常勤職員	56,404	56,960	56,791	57,405	57,770	58,013	63,441
非常勤職員	46,093	46,340	45,052	40,729	45,672	45,930	46,164
委託費	8,908	5,899	5,710	4,923	5,247	5,959	4,141
事業費	6,164	4,557	3,515	3,020	3,453	6,339	6,012
歳入・歳出の差額(①-②)	-93,984	-92,270	-91,175	-85,877	-91,016	-95,695	-99,245
歳入・歳出の主な増減理由							

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	6	6	6	6	6	6	7
非常勤職員	18	18	18	18	23	25	24
合 計	24	24	24	24	29	31	31

7 施設利用の状況

年度別の利用者数

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間利用者総数(人)	5,285	4,384	4,206	4,327	4,250	4,414	4,532
相談件数(人)	3,334	3,508	3,085	3,706	3,693	3,681	3,601
入所者延べ人員	1,951	876	1,121	621	557	733	931
無料利用者数(延べ人員)	1,951	876	1,121	621	557	733	931
目標利用者数(人)※2	-	-	-	-	-	-	-
施設稼働率(%)※3	-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)	-						
利用者の主な増減理由	相談件数の減少については、他機関の相談窓口が充実してきたことも要因の一つと思われる。利用者延べ人員については、年度により入所者数及び入所期間に差があり、経年による比較が困難。						

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	<p>女性相談所は売春防止法第34条第1項に基づき、都道府県に設置が義務づけられ、昭和32年に要保護女子の転落の未然防止保護更生を図ることを目的に設置された。平成14年には配偶者暴力防止法に基づく暴力被害女性の保護を図ることなどを目的とする「配偶者暴力相談センター」の役割も担うことになった。その後、平成15年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」による女性のホームレスに対する自立支援連携、平成16年「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護に対象が拡大された。また、令和6年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性への支援機関としての役割も求められ、対象者が拡大されること、並びに県に替わり施設運営できる自治体や民間団体がいないため、県が設置すべき施設である。</p>
指定管理者制度	<p>女性相談所は売春防止法に基づく、県に設置が義務づけられている施設である。また、「婦人相談所に関する政令第1条において、婦人相談所長は県知事の補助機関である職員であることと定められている。</p> <p>県内唯一の施設であり、類似のサービスを提供できる団体、事業所はなく、業務内容も売春防止法に基づく要保護女子の転落の未然防止・保護更生、及び配偶者暴力防止法に基づく暴力被害女性の保護・自立支援、家庭関係破綻者・生活困窮者等の保護、援助、人身取引被害者の保護など、幅広いニーズに対応する必要があり、県が直営で実施することが望ましい。</p>
業務等の見直し	<p>DVと児童虐待は同時に発生していることが多く、同伴児も心理的な被害を受けているため、DV被害者のみならず同伴児に対しても様々な面からの支援が必要であり、特に心理士が入所者の状況に応じた心理ケアに取り組んでいる。また、退所前には市町村等関係機関と状況を共有し、地域生活が定着するよう支援している。</p>
施設運営に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターの相談は、電話相談を基本としており、出張や面談につなぐことのできる職員体制が整っていない。また、インターネットやSNS活用・オンライン相談にも対応していない。保護に至らないケースでは傾聴で終了することも多い。 ・保護所では、DV避難者(加害者からの追跡あり)と生活困窮・居住先なし(追跡なし)の方が混在している。加害者から追跡リスクがないケースでも通学や通勤は認められず、入所者に一律のルールを課している。 ・日曜・祝日・夜間は宿直員又は宿直代行のみの勤務だが、その職員は個別ケースへの対応に不慣れなため、十分な入所者支援を提供できない。特に、精神疾患のある方、妊婦や若年女性への対応が難しい。勤務者の少ない日曜や夜間は特に精神的に不安定な入所者が増加する。 ・入所者の多くは人権を奪われ自尊心を傷つけられている。そのような方が地域生活を継続させるためには、支援者による中長期的な介入が不可欠であるが、対応できる職員体制がない。